

教職第 1405 号

平成23年12月13日

各教育局長 様

教 育 長

「教職員の皆さんへー不祥事の根絶に向けてー緊急メッセージ」等について  
(通知)

このことについて、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対し、別添写しのと  
おり通知したので、適切に指導してください。

(総務政策局総務課人事グループ)

(総務政策局教職員課人事法規グループ)

教職第 1405 号

平成23年12月13日

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

「教職員の皆さんへー不祥事の根絶に向けてー緊急メッセージ」等について  
(通知)

学校職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起し、不祥事防止に係る厳正な指導に努めてきたところですが、依然として、自校の児童生徒へのわいせつ行為や体罰、金銭事故、交通違反・事故などが後を絶たない状況にあります。

特に、本年度においては、教職員が児童買春、児童ポルノ製造により逮捕、勾留されるなど、重大、かつ、深刻な事案が相次いで発生しており、懲戒免職処分については、昨年度の全件数8件に対し、今年度は12月7日現在で既に10件となっております。

このような憂慮すべき事態を受け、このたび、別添のとおり緊急メッセージを発送しましたので、各学校におきましては、職員室等に掲示するとともに、全ての学校職員に対して、「不祥事防止用啓発資料」を添えて配付し、不祥事の未然防止のため徹底した職場研修等を実施するなど、教職員に対する適切な指導をしてください。

(総務政策局総務課人事グループ)

(総務政策局教職員課人事法規グループ)

教職第 1405 号

平成23年12月13日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

「教職員の皆さんへー不祥事の根絶に向けてー緊急メッセージ」等について  
(通知)

学校職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起し、不祥事防止に係る厳正な指導に努めてきたところですが、依然として、自校の児童生徒へのわいせつ行為や体罰、金銭事故、交通違反・事故などが後を絶たない状況にあります。

特に、本年度においては、教職員が児童買春、児童ポルノ製造により逮捕、勾留されるなど、重大、かつ、深刻な事案が相次いで発生しており、懲戒免職処分については、昨年度の全件数8件に対し、今年度は12月7日現在で既に10件となっております。

このような憂慮すべき事態を受け、このたび、別添のとおり緊急メッセージを発送しました。

つきましては、貴管下市町村立学校におきましては、当該緊急メッセージを職員室等に掲示するとともに、全ての学校職員に対して、「不祥事防止用啓発資料」を添えて配付し、不祥事の未然防止のため徹底した職場研修等を実施していただくなど、貴下教職員に対する適切な指導をお願いします。

(総務政策局総務課人事グループ)

(総務政策局教職員課人事法規グループ)

教職員の皆さんへ  
—不祥事の根絶に向けて— 緊急メッセージ

学校におきまして、教職員の皆さんは、自らの使命と誇りを胸に、多くの困難や課題に直面しながらも、互いに協力し合い、北海道の未来を担う子どもたちのために、日々、全力を尽くして教育活動に取り組んでいくことと思います。

しかしながら、一方で、一部の教職員による不祥事が依然として後を絶たず、特に、本年度においては、教職員が自校の児童生徒へのわいせつ行為を行ったり、児童買春、児童ポルノ製造により逮捕、勾留されるなど、重大、かつ、深刻な事案が相次いで発生しており、懲戒免職処分については、現時点で、既に昨年度の全件数を上回るなど、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を大きく揺るがす、極めて憂慮すべき事態となっております。

これまで、教職員一人ひとりに対して、リーフレット等を配付・活用するなどして、服務規律の厳正な保持について指導の徹底を図るとともに、各種会議において繰り返し注意を喚起するなど、不祥事防止に向けて取り組んできているところでありますが、依然として、わいせつ行為や体罰をはじめ、不祥事が後を絶たないことは、極めて遺憾なことであります。

教職員一人ひとりが、このような事態を深刻に受け止め、自身自身の問題としてしっかり認識するとともに、各学校におきましては、不祥事を起こさないための実効ある取組を緊急、かつ、確実に展開し、教職員全員の参加のもと、不祥事の未然防止のため、徹底した職場研修等による意識改革を行っていただきますようお願いいたします。

道教委としては、非違行為を行った教職員に対しては厳正に対処することとしておりますが、児童生徒の心に深い傷を負わせるとともに、教職員本人にとっても自らの職や社会的信用を失うほか、さらには家族を悲しませ、家庭をも崩壊させるなど、多くの人たちの人生を狂わせることにもなりかねないものであります。

また、こうした不祥事がごく一部の者の行為であっても、そのために学校教育に対する子どもたちや保護者の信頼を著しく損ない、毎日の指導に懸命に取り組む多くの教職員を裏切ることになるものであり、断じて許されるものではありません。

このような教職員による不祥事の根絶に向け、一人ひとりが、今一度、教職員の職務の重みを十分認識し、崇高な使命と責任を自覚の上、自らを律することができる教職員であることを強く望みます。

平成二十三年十二月十三日

北海道教育委員会

委員長	若狭洋市
委員	三戸和昭
委員	鷹野正義
委員	中村隆信
委員	鶴羽佳子
教育長	高橋教一